

三 国語調査委員会決議事項

(明治三十五年七月)

国語調査委員会ハ本年四月ヨリ同六月ニ涉リテ九回委員会ヲ開キ其調査方針ニ就キテ左ノ如ク決議セリ(文部省)

- 一 文字ハ音韻文字(フオノグラム)ヲ採用スルコト、シ仮名羅馬字等ノ得失ヲ調査スルコト
 - 二 文章ハ言文一致体ヲ採用スルコト、シ是ニ関スル調査ヲ為スコト
 - 三 国語ノ音韻組織ヲ調査スルコト
 - 四 方言ヲ調査シテ標準語ヲ選定スルコト
- 本会ハ以上四件ヲ以テ向後調査スヘキ主要ナル事業トス然レトモ普通教育ニ於ケル目下ノ急ニ応センカタメニ左ノ事項ニ就キテ別ニ調査スル所アラントス
- 一 漢字節減ニ就キテ
 - 二 現行普通文体ノ整理ニ就キテ
 - 三 書簡文其他日常慣用スル特殊ノ文体ニ就キテ
 - 四 国語仮名遣ニ就キテ
 - 五 字音仮名遣ニ就キテ
 - 六 外国語ノ写シ方ニ就キテ

(官報 明治三十五年七月四日)

四 新聞社説

(一) 読売新聞 新定仮名遣法の実行は暫次見合すべし
社説

(附) 漢字制限も亦同然

(明治三十三年九月二十九、三十日)

文部省は今回小学校令の改正と共に其施行規則をも改正し、新に小学校に於て教授に用る仮名及其字体。字音仮名遣。漢字の範圍等をも定めたるが、爾來仮名遣の制定に就ては世間其英断を称する者あると共に、之を非難するものも亦甚多く、中には随分強硬なる反對をなす者ありて、折角の省令を以てして、猶其能く実行せらるべきや否やさへ疑ふ者あるに至れり。

思ふに今の国字の不便にして何とか改定せざるべからざるは、是迄とても朝野の教育家が頻に唱道せる所、今文部省が断然其信ずる所に従て、仮名字体を定め字音仮名遣を定め、又使用漢字の範圍を定め、児童をして可成簡便に實際の応用に資し易からしめんことを期し、徒に学科の複雑繁密に渉るが為、過度の心力を費すことなからしめんと力めたるに就ては、余輩も亦寧英断として之を称するに吝ならず、然れども独其之を定めたるの方法手續に至ては亦苟に疑なき能はざるなり。

既に英断と云ふ独力専断幾多の反対を排して所信を執行するは免かるべからざることなるべけれど、今回の仮名。字体。仮名遣等の